

お知らせ（薬）001  
令和元年 8 月 23 日

## 医薬品マスターの改定について

今般、令和元年度診療報酬改定に伴う薬価基準改定により、下記のとおり医薬品マスターを公表しましたのでお知らせします。

### 記

#### 1 改定の概要

詳細については、公表マスターを参照願います。

- (1) 新規（変更区分「3：新規」）  
57 コード
- (2) 変更（変更区分「5：変更」）  
19,855 コード
- (3) 廃止（変更区分「9：廃止」）  
212 コード

#### 2 前1の(2)に伴うレセプト電算処理システムマスターファイル仕様説明書の変更別添参照

#### 3 留意事項

「表面麻酔薬（OA）」及び「歯又は顎単位に使用する特定薬剤」に係る医薬品コードについては、改めて公表する予定です。

## レセプト電算処理システムマスターファイル仕様説明書の変更

## ■ 「3 マスターファイルのレコード情報表記仕様」の「(4) 医薬品マスター」

## 【現行】

項番	項目名	形式			内容
		モード	最大バイト	項目形式	
1 1	金額種別	数字	1	固定	<p>項番 1 2 「新又は現金額」に設定した金額等の種別を表す。</p> <p>1 : 金額 3 : 薬剤使用量省略 (歯科に限る。) 4 : 除算金額 (金額を 1 0 で除す。) 5 : 乗算金額 (金額を 1 0 で乗ずる。) 7 : 減点</p> <p>金額種別の詳細は「別紙 4 - 2」のとおりである。</p>
1 2	新又は現金額	数字	1 0	可変	<p>整数部「7桁」、小数点「1桁」及び小数部「2桁」の組み合わせで設定する。 なお、医薬品は所定単位の投与量から点数を計算するため、医薬品の規格単位を最小単位にした金額を設定する。ただし、項番 1 1 が「4 : 除算金額 (金額を 1 0 で除す。)」の場合は、<u>除算する前の金額を設定し、「5 : 乗算金額 (金額を 1 0 で乗ずる。)」の場合は、乗算する前の金額を設定する。</u></p>
2 4	金額種別	数字	1	固定	<p>項番 2 5 「旧金額」に設定した金額等の種別を表す。</p> <p>0 : 薬価基準改定又はそれ以降に新設された医薬品 1 : 金額 3 : 薬剤使用量省略 (歯科に限る。) 4 : 除算金額 (金額を 1 0 で除す。) 7 : 減点</p> <p>金額種別の詳細は「別紙 4 - 2」のとおりである。</p>

## 【変更後】

項番	項目名	形式			内容
		モード	最大バイト	項目形式	
1 1	金額種別	数字	1	固定	<p>項番 1 2 「新又は現金額」に設定した金額等の種別を表す。</p> <p>1 : 金額 3 : 薬剤使用量省略 (歯科に限る。) 5 : 乗算金額 (金額を 1 0 で乗ずる。) 7 : 減点</p> <p>金額種別の詳細は「別紙 4 - 2」のとおりである。</p>
1 2	新又は現金額	数字	1 0	可変	<p>整数部「7桁」、小数点「1桁」及び小数部「2桁」の組み合わせで設定する。 なお、医薬品は所定単位の投与量から点数を計算するため、医薬品の規格単位を最小単位にした金額を設定する。ただし、<u>項番 1 1 が「5 : 乗算金額 (金額を 1 0 で乗ずる。)」の場合は、乗算する前の金額を設定する。</u></p>
2 4	金額種別	数字	1	固定	<p>項番 2 5 「旧金額」に設定した金額等の種別を表す。</p> <p>0 : 薬価基準改定又はそれ以降に新設された医薬品 1 : 金額 3 : 薬剤使用量省略 (歯科に限る。) 4 : 除算金額 (金額を 1 0 で除す。) <u>5 : 乗算金額 (金額を 1 0 で乗ずる。)</u> 7 : 減点</p> <p>金額種別の詳細は「別紙 4 - 2」のとおりである。</p>

## ■ 別紙 4 - 2 医薬品マスターの「金額種別」

## 【現行】

## 1 「新又は現金額」の「金額種別」

(1)及び(2) (略)

(3) 「4 : 除算金額 (金額を 1 0 で除す。)」

項番 1 2 「新又は現金額」は、薬価基準に規定する医薬品の価格を除算する前の価格で設定していることを表す。

(4) 「5 : 乗算金額 (金額を 1 0 で乗ずる。)」

(5) 「7 : 減点」

## 2 「旧金額」の「金額種別」

(1)~(4) (略)

(5) (追加)

(5) 「7 : 減点」

## 【変更後】

## 1 「新又は現金額」の「金額種別」

(1)及び(2) (略)

(3) (削除)

(3) 「5 : 乗算金額 (金額を 1 0 で乗ずる。)」

(4) 「7 : 減点」

## 2 「旧金額」の「金額種別」

(1)~(4) (略)

(5) 「5 : 乗算金額 (金額を 1 0 で乗ずる。)」

項番 2 5 「旧金額」に、薬価基準改定前の薬価基準に規定する医薬品の価格を乗算する前の価格で設定していることを表す。

(6) 「7 : 減点」